



南島原市の新しい農業委員が決定

農業委員の改選により、次の皆さんが農業委員に選出されました。

農業委員の皆さん、よろしくお願いします。（敬称略）

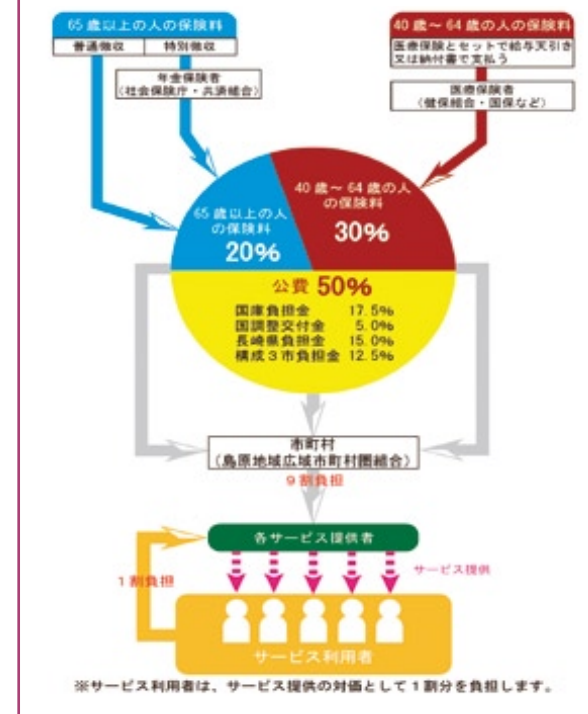
図 農業委員会 事務局 ☎050（3381）5090



口之津・加津佐区
会長 門畑 一郎



介護保険料のしくみ



介護が必要になったら

介護が必要となったときのために介護保険のサービスが準備されています。

介護保険のサービスは利用者の将来的な生活機能の改善や自立を目標としています。

皆さんが、「介護サービスが必要かも」と感じたら、まずはご相談ください。

また、認定を受ける際に、正しく要介護認定を受けることも大切です。

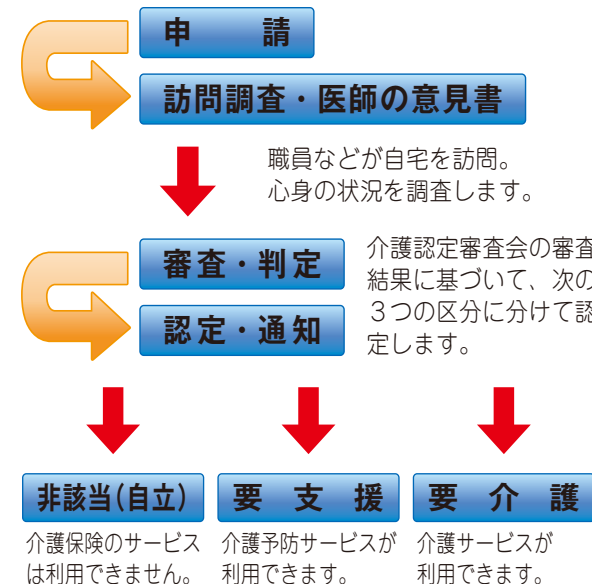
なぜなら、利用するサービスの量が多すぎたり逆に不足したりすると、状態が良くない

るところか、かえって悪くなることもあるからです。本来に必要なサービスを上手に利用することが大切です。そのためにも、自分の状態を正しく認定してもらうことが大切です。

また、近年申請だけをして「サービスを利用しない要支援認定者」が増えていきます。市内の要支援認定者の28・2%がこれにあたります。介護認定を受けているために、介護予防事業のサービスを受けられないなどの影響もあります。公費で負担している更新

介護が必要になったらまず申請を！

申請すると、介護が必要な状態かどうか、どの程度の介護が必要かが決まります。



まとめ

今月の特集では、「高齢者の生きがい」「介護予防」「介護が必要になったら」について

費用は、1回当たり約1万円。年間457万円が、サービス利用のないうまま、経費だけがかさんでいる状況です。こうした経費は、皆さんの大切な保険料に直接関係しますので、要支援の認定を受けている人でサービスを利用していない人は、サービスの必要性や認定申請（更新申請）について見直してはいかがでしょうか。



南島原市から移譲した養護老人ホーム大乗苑（社会福祉法人恵光会）エレベーターの設置や、施設の改修工事を行い、現在51人が入所。毎日楽しく過ごしています

介護保険Q&A

Q 介護が必要になったらとき、すぐに利用できるように介護保険の認定を受けておきたいのだが。

A 介護サービスが必要と判断される場合は、認定前でも、申請日からサービスを受けることができるのでご安心ください。ただし、「自立」と判断された場合に自己負担となるなどの場合もありますので、事前によく相談してください。

Q 毎回広域市町村圏組合から通知がくるので、介護保険の更新申請をしている。介護サービスは今のところ必要はないが、どうすべきか。

A 通知は、更新時期のお知らせです。サービスが必要ない場合は、更新の必要はありません。担当のケアマネジャーにご相談ください。

介護予防事業や介護保険のお問い合わせはお気軽に。

南島原市地域包括支援センター
☎0957（84）2633

島原地域広域市町村圏組合
☎0957（61）9101

福祉保健部地域福祉課
☎050（3381）5051